

食品安全委員会  
食品健康影響評価技術研究委託要綱

平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定  
令和2年9月15日最終改正

## 第1 総則

この要綱は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的研究の一環として食品安全委員会が行う食品健康影響評価技術研究（以下「研究」という。）の委託について定めるものとする。

## 第2 委託契約の締結

研究は、研究課題の決定後、分任支出負担行為担当官である食品安全委員会事務局長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）と主任研究者（※1）の所属する機関の長（以下「代表受託者」という。）及び分担研究者（※2）の所属する機関の長との間で別添1の委託契約書を用いて委託契約を締結することにより実施するものとする。ただし、主任研究者又は分担研究者が国の施設等機関に所属する場合は、研究者個人と委託契約を締結する。

なお、受託者は、人事異動や組織改編等により、委託契約書の記載内容に変更が生じる場合、あらかじめ分任支出負担行為担当官に届け出なければならない。

（※1）研究課題について、実施計画の策定及び成果の取りまとめなど、研究の実施に責任を有する研究者をいう。以下同じ。

（※2）研究課題について、研究項目の一部を分担して行う研究者をいう。以下同じ。

## 第3 委託の申入れ

分任支出負担行為担当官は、委託事項、委託金額等を明記した文書に、この要綱及び食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）を添えて、代表受託者に委託を申し入れるものとする。

## 第4 委託研究実施計画書の作成

代表受託者は、当該申入れを受けた日から起算して14日以内に、別記様式第1号の委託研究実施計画書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出するものとする。

## 第5 再委託

- 1 受託者は、あらかじめ分任支出負担行為担当官の承認を受けた場合には、当該研究の一部を第三者に委託することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づき第三者に委託する場合、別添2の再委託契約書の参考様式を用いて、委託契約の範囲内において、再委託先と再委託契約を締結しなければならない。
- 3 再委託先が更に再委託を行うなど、複数の段階で再委託を行うことはできない。

## 第6 契約変更

- 1 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、分任支出負担行為担当官の承認を得て本契約の内容を変更できるものとする。
  - (1) 研究の実施の中途において、契約金額、契約期間、委託研究実施計画書に記載した委託研究の目的の変更又は分担研究者の変更を行う必要が生じたとき。
  - (2) 天災地変その他やむを得ない事由により、本契約に定める条件で研究の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の規定による本契約の内容の変更において、第7の規定に従い分任支出負担行為担当官の承認を得た受託者は、別添3の変更委託契約書を用いて変更委託契約を締結するものとする。その際、代表受託者は、新たな委託研究実施計画書を分任支出負担行為担当官に提出するものとする。

## 第7 委託研究実施計画の変更承認

代表受託者は、第6の規定に基づき本契約の内容を変更する場合及びそれ以外の場合で委託研究実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第2号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第8 研究委託費の配分の変更承認

代表受託者は、研究委託費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号の研究委託費配分変更承認申請書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用については、直接経費内の費目のうち大項目（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの大項目）間の流用（例えば、「旅費」から「物品費」へ流用する場合等）であって、流用する額が直接経費総額の50%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

## 第9 研究委託費の支払

研究委託費の支払は、原則として精算払とする。ただし、国の会計に関する法令に規定する所定の手続を経て、支払計画額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

## 第10 研究委託費の請求

受託者は、第9に規定する概算払を受けようとするときは、四半期ごとに別記様式第4号の研究委託費概算払請求書正副2部を分任支出負担行為担当官を経由して官署支出官内閣府大臣官房会計課長（以下「支出官」という。）に提出するものとする。

## 第 11 研究委託費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正行為の禁止

受託者は、研究委託費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正行為をしてはならない。分任支出負担行為担当官は、受託者による研究委託費の不正使用若しくは不正受給又は研究上の不正行為を認めた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、適切な措置をとる。

## 第 12 研究の完了

受託者は、研究が完了（中止若しくは廃止又は委託契約の解除を含む。以下同じ。）したときは、別記様式第 5 号の委託研究完了届正副 2 部を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

## 第 13 研究委託費の実績報告

- 1 受託者は、当該年度の 10 月 10 日までに、別記様式第 6-1 号の委託研究会計実績中間報告書（9 月末日時点の会計実績報告書）正副 2 部及び当該研究に要した経費の証拠書類の写しを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 2 受託者は、研究が完了した日の翌日から起算して 61 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い時期までに、別記様式第 6-2 号の委託研究会計実績報告書正副 2 部及び当該研究に要した経費の証拠書類の写しを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、第 9 の規定に基づき、研究委託費の全部を概算払した場合は、3 月 31 日を翌年度の 5 月 31 日に読み替えるものとする。
- 3 受託者は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、翌年度の 6 月 30 日までに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により間接経費の執行実績を報告しなければならない。

## 第 14 研究委託費の精算

受託者は、額の確定通知後速やかに、別記様式第 7 号の研究委託費精算払請求書正副 2 部及び別記様式第 8 号の研究委託費支出内訳書正副 2 部を分任支出負担行為担当官を経由して支出官に提出しなければならない。

## 第 15 研究の中止等

- 1 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により研究を遂行することが困難となったときは、分任支出負担行為担当官と協議した上で、速やかに、別記様式第 9 号の委託研究中止（廃止）申請書正副 2 部を分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により研究の中止又は廃止が承認されたときは、研究委

託費の精算をしなければならない。

## 第 16 実地調査、指導等

- 1 分任支出負担行為担当官は、必要があると認めるときは、受託者及び受託者が第 23 の利益相反管理に関する審査を外部の利益相反委員会に行わせる場合にあつては当該利益相反委員会に対し、研究の実施状況及び結果、経理状況、利益相反管理の状況等について報告書若しくは資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 2 受託者は、前項の調査等の結果に基づいて示された指導内容に従わなければならない。

## 第 17 経費の区分経理

受託者は、研究委託費を他の経費と区分して経理しなければならない。

## 第 18 収支簿等

受託者は、研究委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、受領書等経費の収支を証明する書類を整理し、契約終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

## 第 19 物品の管理

- 1 受託者は、研究を遂行するために必要な機器等の物品であつて研究委託費により取得したもののうち耐用年数が 1 年以上かつ取得価格が 10 万円以上のものを備品として、耐用年数が 1 年以上かつ取得価格が 50 万円以上のものを資産として、当該物品の所有権を国に移転するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、研究の完了後も、分任支出負担行為担当官から別途指示があるまで同様とする。
- 2 受託者は、取得物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。
- 3 受託者は、取得物品の明細について、分任支出負担行為担当官から別途指示がある場合を除き、第 12 に規定する委託研究完了届及び第 13 に規定する委託研究会計実績報告書（委託研究会計実績中間報告書を含む。）に記載するものとする。
- 4 受託者は、取得物品を亡失又はき損したときは、別記様式第 10 号の取得物品の亡失（き損）報告書を直ちに分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。当該物品の亡失又はき損によって生じた損害の賠償は全て受託者の負担とする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、研究の完了までに取得物品の所有権を国に移転するとともに、分任支出負担行為担当官の指示に従つて、占有を移転し又は当該物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、取得物品の所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は受託者の負担とする。
- 6 受託者は、「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年

3月31日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の「4. 購入した研究機器の有効活用」に基づき、取得物品について、国に所有権を移転するまでの間、一時的に他の研究に使用することができる。

- 7 受託者は、翌年度においても研究の委託を受けて取得物品を使用する場合は、当該物品の無償貸付について、分任支出負担行為担当官を経由して内閣総理大臣に申請し、その承認を受けることができる。
- 8 研究の完了後の取得物品の無償貸付については、内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和36年総理府令第23号）の定めるところによる。

## 第20 研究の実施状況等の発表等

- 1 受託者は、研究期間又は研究の完了後から翌年度の9月30日までの間に、研究の経過及び結果の全部若しくは一部を学会等で発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、あらかじめ分任支出負担行為担当官に届け出なければならない。
- 2 分任支出負担行為担当官は、本契約期間にかかわらず、研究成果の普及・活用状況について調査を行い、受託者に報告を求めることができる。
- 3 受託者は、本契約期間にかかわらず、その結果又は経過の全部若しくは一部を学会等で発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するよう努めなければならない。また、発表等の内容に研究の成果である旨及び課題番号を明示しなければならない。

## 第21 研究委託費の返還

分任支出負担行為担当官は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、研究委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 研究委託費の不正使用及び不正受給の事実があった場合
- (2) 研究上の不正行為の事実があった場合
- (3) 研究の全部又は一部を廃止した場合
- (4) 研究の全部又は一部を遂行する見込みがなくなった場合
- (5) 第6から第9まで、第11、第12、第13、第16、第17、第19又は第23の規定に違反した場合
- (6) 正当な事由がなく、第16に規定する実地調査等を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (7) 正当な事由がなく、研究を実施するに当たって分任支出負担行為担当官が行った指示に違反した場合
- (8) 研究委託費に残額が生じた場合

## 第22 特許権等

受託者は、研究の成果の中に、委託契約書に記載されている特許権等又は特定特許権等が含まれるときは、次に掲げる必要な書類正副2部を分任支出負担行為担当官に提出するものとする。

- (1) 確認書（別記様式第11号）
- (2) 特許権等出願通知書（別記様式第12号）
- (3) 特許権等通知書（別記様式第13号）
- (4) 著作物通知書（別記様式第14号）
- (5) 特定特許権等譲渡事前協議書（別記様式第15号）
- (6) 特定特許権等実施許諾事前協議書（別記様式第16号）
- (7) 特定特許権等放棄事前協議書（別記様式第17号）

## 第23 利益相反の管理

- 1 分任支出負担行為担当官は、研究が特定の企業の製品に関するものであることその他の理由により当該研究が企業との利益相反が生じるおそれがあると認めるときは、当該研究の受託者に対し、利益相反を防止し、又は既に発生した利益相反を防止するための管理措置（以下「利益相反管理」という。）の実施を求めるものとする。
- 2 前項の研究の委託を受けようとする者は、委託契約の締結前までに、主任研究者又は分担研究者について、所属する機関の利益相反委員会（自ら定めた利益相反管理に関する規定に基づき、委託を受けた研究を担当する研究者の利益相反を審査し、利益相反管理について検討するための委員会をいい、外部の利益相反管理に関する専門知識を有する者が1名以上委員として参加していなければならない。以下同じ。）又は外部の利益相反委員会による利益相反管理に関する審査を受けさせなくてはならない。
- 3 前項の審査は、研究者並びに研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者を管理の対象とし、次に掲げるときにこれを行う。
  - (1) 契約締結時
  - (2) 新たに報告すべき経済的な利益関係が発生したとき
- 4 第1項の受託者は、前項(1)の審査が終了したときは、審査の基準となった利益相反管理に関する規定及び審査の結果を記載した書面を提出しなくてはならない。
- 5 第2項の審査の結果、利益相反が生じているとされたときは、受託者は利益相反を解消するために必要な利益相反管理を実施しなくてはならない。
- 6 第1項の受託者は、研究が完了したときは、別記様式第18号の利益相反管理状況報告書を分任負担行為担当官に提出しなくてはならない。
- 7 受託者は、利益相反が生じた又は生じているとみなされる可能性があると判断した場合には、分任支出負担行為担当官に速やかに報告しなくてはならない。

### (※) 用語の定義

- (1) 利益相反 外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。
- (2) 経済的な利益関係 研究事業の実施者等が、自分が所属する研究機関以外の機関との間で「経済的な利益」を享受する関係をもつことをいう。
- (3) 経済的な利益 給与、サービス対価（コンサルタント料、謝金等）、産学連

携活動に係る受入れ（受託研究、技術研修、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式等（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）及び知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロイヤリティ等）を含むが、それらに限定はされず、何らかの金銭的価値を持つものをいう。ただし、公的機関から支給される謝金等は除く。

(4) 公正かつ適正な判断が損なわれる状態 データの改ざん等の不正又は公的研究を実施する上で不適当な行為が行われるおそれがある状態をいう。

## 第 24 委託契約の解除等

分任支出負担行為担当官は、受託者が本要綱及び委託契約書の内容に違反した場合には、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

## 第 25 雑則

分任支出負担行為担当官及び受託者は、委託契約の内容について疑義のあるときは、その都度協議の上決定するものとする。

### 附 則

第 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 15 日から施行し、同日以降に締結する委託契約から適用する。

第 2 施行前の委託契約については、なお従前の例による。



委 託 契 約 書

分任支出負担行為担当官内閣府食品安全委員会事務局長〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と  
〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）、〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）、〇〇〇〇〇（以下「丁」  
という。）、・・・及び〇〇〇〇〇（以下「〇」という。）との間に下記条項により令和〇年度食  
品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇」（以下「委託研究」という。）の委託契約を締結する。

記

（実施する委託研究）

第1条 甲は、次の委託研究を乙、丙、丁・・・及び〇に委託し、乙、丙、丁・・・及び〇は、共  
同してこれを受託する。乙は受託者を代表し、責任をもって委託研究の円滑な実施のための調  
整及び報告の取りまとめを行い、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託研究名

令和〇年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」（主任研究者：  
〇〇 〇〇）

（2）委託研究の内容及び経費

別添委託研究実施計画書のとおり

（3）履行期限

令和〇年〇月〇日

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、  
予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除す  
る。

（委託研究の遂行）

第3条 乙、丙、丁・・・及び〇は、委託研究を食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要  
綱（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定。以下「委託要綱」という。）及び別添  
の委託研究実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該委託研究実施  
計画書が変更されたときも同様とする。

（研究委託費の限度額）

第4条 甲は、委託研究に要する費用（以下「研究委託費」という。）として、乙に対し金〇〇〇  
〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇〇〇〇円）、丙に対し金〇〇〇〇〇〇円  
（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇〇〇〇円）、丁に対し金〇〇〇〇〇〇円（うち消  
費税及び地方消費税に相当する額〇〇〇〇円）・・・、〇に対し金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税  
及び地方消費税に相当する額〇〇〇〇円）を超えない範囲の額を支払うものとする。

2 乙、丙、丁・・・及び〇は、研究委託費を別添の委託研究実施計画書に記載された費目の区分  
に従って使用しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

(再委託)

第5条 乙、丙、丁・・・及び○は、あらかじめ委託研究実施計画書に記載されている場合を除き、委託研究を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託研究の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙、丙、丁・・・及び○は、再委託をするときは、別紙「委託研究の再委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

3 乙、丙、丁・・・及び○は、再委託先に対し、本契約に基づき乙、丙、丁・・・及び○が甲に負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

(完了届の提出)

第6条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究が完了（中止若しくは廃止又は委託契約の解除を含む。以下同じ。）したときは、別記様式第5号の委託研究完了届を作成し、正副2部を甲に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 乙、丙、丁・・・及び○は、当該年度の10月10日までに、別記様式第6-1号の委託研究会計実績中間報告書（9月末日時点の会計実績報告書）を作成し、正副2部を甲に提出しなければならない。

2 乙、丙、丁・・・及び○は、前条の委託研究完了届を提出したときは、別記様式第6-2号の委託研究会計実績報告書を作成し、委託研究を完了した日の翌日から起算して61日を経過した日又は3月31日のいずれか早い時期までに、正副2部を甲に提出しなければならない。ただし、第10条第2項の規定に基づき研究委託費の全部を概算払した場合は、3月31日を翌年度の5月31日に読み替えるものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条第2項に規定する委託研究会計実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該研究が本契約の内容に適合するものかどうか検査を行い、乙、丙、丁・・・及び○に対して通知するものとする。

(研究委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該研究が本契約の内容に適合すると認めたときは、研究委託費の額を確定し、乙、丙、丁・・・及び○に対して通知するものとする。

2 前項の研究委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する研究委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(研究委託費の支払)

第10条 官署支出官内閣府大臣官房会計課長 ○○ ○○（以下「甲Ⅱ」という。）は、前条の規定により研究委託費の額が確定した後、乙、丙、丁・・・及び○からの適法な別記様式第7号の研究委託費精算払請求書及び別記様式第8号の研究委託費支出内訳書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙、丙、丁・・・及び○が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲Ⅱは、これを適当と認めたときは、これを

支払うことができる。

- 3 乙、丙、丁・・・及び○は、前項の概算払を請求するときは、四半期ごとに別記様式第4号の概算払請求書正副2部を甲Ⅱに提出するものとする。

(過払金の返還)

- 第11条 乙、丙、丁・・・及び○は、既に支払を受けた研究委託費が、第9条第1項の研究委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

- 第12条 乙、丙、丁・・・及び○は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、別記様式第9号の委託研究中止（廃止）申請書正副2部を甲に提出し、甲、乙、丙、丁・・・及び○が協議の上、委託契約を解除し、又は次条の規定に基づき委託契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(契約変更)

- 第13条 乙、丙、丁・・・又は○は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の承認を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託研究の実施の途中において、契約金額、契約期間、別添の委託研究実施計画書に定められた委託研究の目的の変更又は分担研究者の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により、本契約に定める条件で委託研究の一部の履行が困難となったとき。

- 2 前項の規定による本契約の内容の変更において、次条の規定に従い甲の承認を得た場合は、甲、乙、丙、丁・・・及び○は、変更委託契約を締結するものとする。その際、乙、丙、丁・・・及び○は共同して新たな委託研究実施計画書を作成し、乙はこれを取りまとめ、正副2部を甲に提出しなければならない。

(委託研究実施計画書又は研究委託費の配分の変更承認)

- 第14条 乙は、第12条第1項に規定する場合を除き、前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合及びそれ以外の場合で別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、別記様式第2号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部又は、別記様式第3号の研究委託費配分変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用については、直接経費内の費目のうち大項目（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの大項目）間の流用（例えば、「旅費」から「物品費」へ流用する場合等）であって、流用する額が直接経費総額の50%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

- 2 甲は、前項の規定により委託研究実施計画の変更を承認した場合は、次の各号のいずれかの手続を行う。

- (1) 前条第1項の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更委託契約書により変更委託契約を締結する。
- (2) 前項の規定に基づき委託研究実施計画書に記載された内容又は経費の内訳を変更する場合は、甲の承認をもって変更委託契約が締結されたものとみなす。

(委託契約の解除等)

第15条 甲は、乙、丙、丁・・・又は○が本契約に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙、丙、丁・・・又は○に請求することができる。

(成果報告)

第16条 乙、丙、丁・・・及び○は、当該年度の11月5日までに、共同して食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）（以下「実施要領」という。）に定める別記様式第2号の研究成果中間報告書（10月末日時点の研究の進捗状況報告書）を作成し、乙はこれを取りまとめ、正副2部を甲に提出しなければならない。

2 乙、丙、丁・・・及び○は、最終年度の委託研究が完了した日の翌日から起算して61日を経過した日までに、共同して実施要領に定める別記様式第3号の研究成果報告書を作成し、乙はこれを取りまとめ、正副2部を甲に提出しなければならない。

(産業財産権の侵害の禁止)

第17条 乙、丙、丁・・・及び○は、本契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙、丙、丁・・・又は○に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙、丙、丁・・・又は○が前項の措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙、丙、丁・・・又は○に対してその損害を請求することができる。

(特許権等)

第18条 甲は、委託研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙、丙、丁・・・又は○から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等の帰属)

第19条 前条の規定にかかわらず、乙、丙、丁・・・又は○があらかじめ別記様式第11号の確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙、丙、丁・・・又は○から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙、丙、丁・・・又は○が履行していないと認める場合には、乙、丙、丁・・・又は○は、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) 乙、丙、丁・・・及び○は、本委託研究の成果が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 乙、丙、丁・・・又は○は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 乙、丙、丁・・・又は○は、当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場

合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

(4) 乙、丙、丁・・・又は○は、当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

イ 乙、丙、丁・・・又は○が株式会社であって、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

ロ 乙、丙、丁・・・又は○が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）に規定する承認事業者又は認定事業者に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

ハ 乙、丙、丁・・・又は○が技術研究組合であって、組合員に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

2 乙、丙、丁・・・又は○が前項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあつては、甲への名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあつては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙、丙、丁・・・又は○が負担する。

（特定特許権等の報告）

第20条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、別記様式第12号の特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、別記様式第13号の特許権等通知書又は別記様式第14号の著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

（特定特許権等の譲渡）

第21条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、別記様式第15号の特定特許権等譲渡事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第23条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（特定特許権等の実施許諾）

第22条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、別記様式第16号の特定特許権等実施許諾事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第19条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（特定特許権等の放棄）

第23条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、別記様式第17号の特定特許権等放棄事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権

等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第24条 乙、丙、丁・・・及び○は、甲が乙、丙、丁・・・又は○から承継した特許権等を、乙、丙、丁・・・若しくは○が優先的に利用しようとするとき又は乙、丙、丁・・・若しくは○の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、甲、乙、丙、丁・・・及び○と協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であつて、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあつては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次の各号に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙、丙、丁・・・又は○が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(特定特許権等に関わるその他事項)

第25条 乙、丙、丁・・・及び○は、特定特許権等その他第三者の権利の対象になっているものを甲へ承継する場合には、当該第三者の権利について、その使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続を行うものとする。この場合において、乙、丙、丁・・・及び○は、当該契約の内容について事前に甲の承認を受けるものとし、甲は、当該第三者の権利について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(事務委任)

第26条 乙、丙、丁・・・及び○のうち、国の施設等機関に所属する者にあつては、経理事務を所属機関の長に委任し、当該機関の経理担当者等に事務を行わせなければならない。

(帳簿等)

第27条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙、丙、丁・・・及び○は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、契約終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(物品の管理)

第28条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究を遂行するために必要な機器等の物品であつて研究委託費により取得した耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものを備品として、耐用年数が1年以上かつ取得価格が50万円以上のものを資産として、当該物品の所有権を国に移転するまでの間、乙、丙、丁・・・又は○の物品規程等に基づき台帳により管理する等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

- 2 乙、丙、丁・・・及び○は、取得物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。
- 3 乙、丙、丁・・・及び○は、取得物品の明細について、甲から別に指示がある場合を除き、第6条の委託研究完了届の別紙イの業務結果説明書及び第7条の委託研究会計実績報告書（委託研究会計実績中間報告書を含む。）の別紙ハの取得物品一覧表に記載するものとする。
- 4 乙、丙、丁・・・又は○は、取得物品を亡失又はき損したときは、別記様式第10号の取得物品の亡失（き損）報告書を直ちに甲に提出しなければならない。また、それによって生じた損害の賠償はすべて乙、丙、丁・・・又は○の負担とする。ただし、乙、丙、丁・・・又は○の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- 5 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究の完了までに取得物品の所有権を国に移転するとともに、甲の指示に従って、占有を移転し又は当該物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、取得物品の所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は乙、丙、丁・・・又は○の負担とする。

#### （委託研究等の調査）

- 第29条 甲は、必要があると認めるときは、乙、丙、丁・・・及び○並びに乙、丙、丁・・・又は○が第34条の利益相反管理に関する審査を外部の利益相反委員会に行わせる場合にあつては当該利益相反委員会に対し、委託研究の実施状況、研究委託費の使途、利益相反管理の状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、指導できるものとする。
- 2 乙、丙、丁・・・及び○は、前項の指導に従わなければならない。

#### （秘密の保持）

- 第30条 乙、丙、丁・・・及び○並びに委託研究に従事する者は、委託研究に関して知り得た業務上の秘密を、本契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
- (1) 知得した際、既に乙、丙、丁・・・及び○が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 知得した後、乙、丙、丁・・・及び○の責めによらず公知となった情報
  - (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - (4) 甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報
  - (5) 第三者に開示することについて、甲の同意を得た情報

#### （個人情報の取扱い）

- 第31条 乙、丙、丁・・・及び○並びに委託研究に従事する者は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負う。
- 2 乙、丙、丁・・・及び○は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
  - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製又は改変すること。

- 3 乙、丙、丁・・・及び○は甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙、丙、丁・・・及び○の事務所その他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙、丙、丁・・・及び○に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙、丙、丁・・・及び○は、甲から預託を受けた個人情報を委託研究の完了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙、丙、丁・・・及び○は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損の防止その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託研究の完了後であっても効力を有するものとする。

(委託研究成果の発表等)

- 第32条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究期間又は委託研究完了後から翌年度の9月30日までの間に、委託研究の経過及び結果の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、あらかじめ甲に届け出なければならない。
- 2 甲は、本契約期間にかかわらず、本委託研究成果の普及・活用状況について調査を行い、乙、丙、丁・・・及び○に報告を求めることができるものとする。
  - 3 乙、丙、丁・・・及び○は、本契約期間にかかわらず、その経過又は結果の全部若しくは一部を学会等で発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するよう努めなければならない。また、発表等の内容に委託研究の成果である旨及び課題番号を明示しなければならない。

(利益相反管理)

- 第33条 乙、丙、丁・・・及び○は、研究に関する利益相反（外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。）を防止し、又は既に発生した利益相反を解消するための管理措置（以下「利益相反管理」という。）を実施しなくてはならない。
- 2 利益相反管理は次の各号に定める方法等によるが、これらに限らず、次条に定める利益相反委員会の審査の結果に基づき、研究機関において適切な利益相反管理を行うものとする。
    - (1) 経済的な利益関係の一般への開示
    - (2) 研究計画の修正
    - (3) 利益相反が生じている主任研究者又は分任研究者の委託契約への参加の取りやめ
    - (4) 利益相反が生じている主任研究者又は分任研究者の委託契約の参加形態の変更
    - (5) 経済的な利益の放棄
  - 3 乙、丙、丁・・・及び○は、利益相反が生じた又は生じているとみなされる可能性があるときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(利益相反委員会による審査)

- 第34条 乙、丙、丁・・・及び○は、それぞれの機関に所属する主任研究者又は分担研究者について、主任研究者又は分担研究者が所属する機関の利益相反委員会（自ら定めた利益相反管理に関する規定に基づき、委託を受けた研究を担当する研究者の利益相反を審査し、利益相反管理について検討するための委員会をいい、外部の利益相反管理に関する専門知識を有する者が1名以上委員として参加していなければならない。以下同じ。）又は外部の利益相反委員会



による利益相反管理に関する審査を受けさせなくてはならない。

2 前項の審査は、研究者並びに研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者を管理の対象とし、新たに報告すべき経済的な利益関係が発生したときに行う。

3 前項の審査の結果、利益相反が生じているとされたときは、乙、丙、丁・・・及び○は利益相反を解消するために必要な利益相反管理を実施しなくてはならない。

(利益相反管理報告書の提出)

第35条 乙、丙、丁・・・及び○は、委託研究が完了したときは、別記様式第18号の利益相反管理報告書を作成し、正副2部を甲に提出しなければならない。

(存続条項)

第36条 委託研究の完了後も、第5条第2項及び第3項、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第1項、第11条、第12条第2項、第15条、第16条第2項、第17条から第32条まで、第36条及び第37条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(疑義の解決)

第37条 前各条のほか、本委託契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲、乙、丙、丁・・・及び○が協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書○通を作成し、甲、乙、丙、丁・・・及び○が記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

委託者（甲） 東京都港区赤坂5-2-20  
分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長  
○○ ○○

受託者（乙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

受託者（丙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

受託者（丁） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○  
・  
・  
・  
受託者 (○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

※第29条の一部、第33条～第35条については、分任支出負担行為担当官が利益相反管理の実施を求める場合に限り条文を記載する。

委託研究の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、受託者が委託研究をより効果的に遂行するため、委託研究の一部の試験、研究、調査を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(再委託の範囲)

第2条 再委託は、委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託研究の内容の範囲を超えてはならない。

(報告書)

第3条 受託者は、契約書第7条第2項に定める委託研究会計実績報告書を、乙が必要とする期日までに再委託先に提出させなければならない。

(再委託計画の変更)

第4条 代表受託者は、別添の委託研究実施計画書の7の再委託計画を変更しようとするときは、契約書第14条に定める委託研究実施計画変更承認申請書又は研究委託費配分変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(特許権等)

第5条 契約書第18条から第25条までの規定は、再委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、受託者が再委託先と協議の上、別途定めることができる。

(物品の管理)

第6条 契約書第28条の規定は、再委託により取得される物品について準用する。

(利益相反の管理)

第7条 受託者は、再委託先の研究者について、委託要綱第23に準じて利益相反管理を行わせ、委託要綱第23の4及び6の書面による報告を甲に提出しなければならない。

※第7条については、再委託の内容について分任支出負担行為担当官が利益相反管理の実施を求める場合に限り条文を記載する。

別添2（再委託契約書の参考様式）

委 託 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に下記条項により令和〇年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」（以下「委託研究」という。）の委託契約を締結する。

記

（実施する委託研究）

第1条 甲は、次の委託研究を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託研究名

令和〇年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」（研究者：〇〇〇〇）

（2）委託研究の内容及び経費

別添委託研究実施計画書のとおり

（3）履行期限

令和〇年〇月〇日

（契約保証金）

第2条 〇〇〇〇の規定により免除する。〔研究機関の会計規則等に従って記載する。〕

（委託研究の遂行）

第3条 乙は、委託研究を食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定。以下「委託要綱」という。）及び別添の委託研究実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

（研究委託費の限度額）

第4条 甲は、委託研究に要する費用（以下「研究委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇〇〇〇円）を超えない範囲の額を乙に支払うものとする。

2 乙は、研究委託費を別添の委託研究実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

第5条 乙は、委託研究が完了（中止若しくは廃止又は委託契約の解除を含む。以下同じ。）したときは、様式第〇〇号の委託研究完了届正副2部を甲に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 乙は、当該年度の〇月〇日までに、様式〇〇号の委託研究会計実績中間報告書（〇月〇日時点の会計実績報告書）正副2部を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前条の委託研究完了届を提出したときは、甲が必要とする期日までに、様式〇〇号の

委託研究会計実績報告書正副2部を甲に提出しなければならない。

(検査)

第7条 甲は、前条第2項に規定する委託研究会計実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託研究が契約内容に適合するものかどうか検査を行い、乙に対して通知するものとする。

(研究委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究が本契約の内容に適合すると認めるときは、研究委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の研究委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する研究委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(研究委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により研究委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から○日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲は、これを適当と認めるときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、四半期ごとに様式〇〇号の概算払請求書正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた研究委託費が、第7条第1項の研究委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、様式〇〇号の委託研究中止(廃止)申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、委託契約を解除し、又は次条の規定に基づき委託契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(契約変更)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の承認を得て本契約の内容を変更できるものとする。

(1) 委託研究の実施の途中において、契約金額、契約期間又は別添の委託研究実施計画書に定められた委託研究の目的の変更を行う必要が生じたとき。

(2) 天災地変その他やむを得ない事由により、本契約に定める条件で委託研究の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の規定による本契約の内容の変更において、次条の規定に従い甲の承認を得た乙は、甲と変更委託契約を締結するものとする。その際、乙は新たな委託研究実施計画書を作成し、正副2部を甲に提出しなければならない。

(委託研究実施計画書又は、研究委託費の配分の変更承認)

第13条 乙は、第11条第1項に規定する場合を除き、前条の規定に基づき本契約の内容を変

更する場合及びそれ以外の場合で別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、様式〇〇号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部又は、様式〇〇号の研究委託費配分変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用については、直接経費内の費目のうち大項目（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの大項目）間の流用（例えば、「旅費」から「物品費」へ流用する場合等）であって、流用する額が直接経費総額の50%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

2 甲は、前項の規定により委託研究実施計画の変更を承認した場合は、次の各号のいずれかの手続を行う。

(1) 前条第1項の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更委託契約書により変更委託契約を締結する。

(2) 前項の規定に基づき委託研究実施計画書に記載された内容又は経費の内訳を変更する場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

(委託契約の解除等)

第14条 甲は、乙が本契約及び委託要綱に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(産業財産権の侵害の禁止)

第15条 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害を請求することができる。

(特許権等)

第16条 甲は、委託研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等の帰属)

第17条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ様式〇〇号の確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙が履行していないと認める場合には、乙は、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) 乙は、委託研究の成果が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 乙は、当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等

を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

(4) 乙は、当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

イ 乙が株式会社であって、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

ロ 乙が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）に規定する承認事業者又は認定事業者に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

ハ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

2 乙が前項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあっては、甲への名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあっては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

#### （特定特許権等の報告）

第18条 乙は、委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、様式〇〇号の特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、様式〇〇号の特許権等通知書又は様式〇〇号の著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

#### （特定特許権等の譲渡）

第19条 乙は、委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、様式〇〇号の特定特許権等譲渡事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第20条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### （特定特許権等の実施許諾）

第20条 乙は、委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、様式〇〇号の特定特許権等実施許諾事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第16条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### （特定特許権等の放棄）

第21条 乙は、委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、様式〇〇号の特定特許権等放棄事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第22条 乙は、甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であつて、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあつては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次の各号に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

(1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。

(2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(特定特許権等に関わるその他事項)

第23条 乙は、特定特許権等その他第三者の権利の対象になっているものを甲へ承継する場合には、当該第三者の権利について、その使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続を行うものとする。この場合において、乙は、当該契約の内容について事前に甲の承認を受けるものとし、甲は、当該第三者の権利について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(帳簿等)

第24条 乙は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、契約終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(物品の管理)

第25条 乙は、委託研究を遂行するために必要な機器等の物品であつて研究委託費により取得したもののうち耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものを備品として、耐用年数が1年以上かつ取得価格が50万円以上のものを資産として、当該物品の所有権を国に移転するまでの間、乙の物品規程等に基づき台帳により管理する等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

2 乙は、取得物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。

3 乙は、取得物品の明細について、甲から別に指示がある場合を除き、第5条の委託研究会計実績報告書（委託研究会計実績中間報告書を含む）の別紙○の取得物品一覧表に記載するものとする。

4 乙は、取得物品を亡失又はき損したときは、様式〇〇号の取得物品の亡失（き損）報告書を直ちに甲に提出しなければならない。また、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担となる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

5 乙は、研究の完了までに取得物品の所有権を甲又は国に移転するとともに、甲の指示に従つ



て、占有を移転し又は当該物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、取得物品の所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

(委託研究の調査)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託研究の実施状況、研究委託費の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、指導できるものとする。

2 乙は、前項の指導に従わなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙及び委託研究に従事する者は、委託研究に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
- (2) 知得した後、乙の責めによらず公知となった情報
- (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (4) 甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報
- (5) 第三者に開示することについて、甲の同意を得た情報

(個人情報の取扱い)

第28条 乙及び委託研究に従事する者は甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負う。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製又は改変すること。

3 乙は甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所その他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を委託研究の完了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損の防止その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託研究の完了後であっても効力を有するものとする。

(委託研究成果の発表等)

第29条 乙は、委託研究の経過及び結果の全部若しくは一部を学会等で発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、本契約期間にかかわらず、あらかじめ甲及び分任支出負担行為担

当官食品安全委員会事務局長に届け出なければならない。また、発表等の内容に委託研究の成果である旨及び課題番号を明示しなければならない。

(存続条項)

第30条 委託研究の完了後も、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第11条第2項及び第14条から第31条までの規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(疑義の解決)

第31条 前各条のほか、本委託契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

委託者(甲) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

受託者(乙) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

変 更 委 託 契 約 書

令和〇年〇月〇日付けをもって、分任支出負担行為担当官内閣府食品安全委員会事務局長 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)、〇〇〇〇〇 (以下「丙」という。)、〇〇〇〇〇 (以下「丁」という。)、・・・及び〇〇〇〇〇 (以下「〇」という。)との間で締結した令和〇年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇 (課題番号:〇〇〇〇)」の委託契約について下記のとおり変更する。

記

第1条 原契約書前文について、  
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を  
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  
に改める。

第2条 原契約書本文について、  
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を  
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  
に改める。

第3条 原契約書第〇条に規定する〇〇〇〇〇〇について、  
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を  
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  
に改める。

・  
・  
・

第〇条 本契約書に定めのない事項については、原契約書のとおりとする。

上記契約の証として、本契約書〇通を作成し、甲、乙、丙、丁・・・及び〇が記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

委託者 (甲) 東京都港区赤坂5-2-20  
分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長  
〇〇 〇〇

受託者 (乙) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇

受託者（丙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

受託者（丁） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

・  
・  
・

受託者（○） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○

※ 変更内容に応じて適宜文言の追加等を行うこと。

委託研究実施計画書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(代表受託者)  
住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

- 1 研究内容  
研究方針（研究目標）及び研究内容
- 2 研究実施期間  
契約締結日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 主任・分担研究者
  - (乙) 所属：  
氏名：
  - (丙) 所属：  
氏名：  
・  
・  
・
  - (〇) 所属：  
氏名：

4 収支予算  
＜収入の部＞

項 目	予算額（円）	備考（積算内訳）
(乙) 国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額 円
(丙) 国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額 円
・ ・ ・		
(〇) 国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額 円
計		

<支出の部>

(全体分)

項目	金額 (円)	備考
直接経費	0	
物品費	0	
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金	0	
・人件費		
・謝金		
旅費	0	
・旅費		
その他	0	
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他 (諸経費)		
・消費税相当額		
間接経費		直接経費総額の〇%
再委託費		
合計	0	

(乙：主任研究者分 (〇〇 〇〇))

項目	金額 (円)	備考
直接経費	0	
物品費	0	
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金	0	
・人件費		

・謝金		
旅費	0	
・旅費		
その他	0	
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他（諸経費）		
・消費税相当額		
間接経費		直接経費総額の○%
再委託費		
合計	0	

（エフォート（研究専従率）：○%）

（丙：分担研究者分（○○ ○○））※分担研究者ごとに記入すること。

項 目	金額（円）	備 考
直接経費	0	
物品費	0	
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金	0	
・人件費		
・謝金		
旅費	0	
・旅費		
その他	0	
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		

・光熱水料		
・その他（諸経費）		
・消費税相当額		
間接経費		直接経費総額の○%
再委託費		
合計	0	

（エフォート（研究専従率）：○%）

（注）備考欄には、各区分の欄の経費について算出根拠を記入し、必要に応じて説明を付すこと。

5 物品購入計画（物品の購入計画がある場合）

品 名	規 格	員 数	購 入 予 定		使用目的	備 考
			単 価	金 額		
(乙)						
(丙)						
・						
・						
・						
(○)						

（注）記載する物品は、耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものとする。

6 支払計画

（単位：円）

	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
(乙)				
(丙)				
・				
・				
(○)				
合計				

7 再委託計画

(1) 再委託業務名

(2) 再委託する理由

(3) 再委託先  
住 所  
機関名  
氏 名

(4) 再委託の内容、再委託の限度額



(5) 再委託の期間  
開 始 (予定) 令和 年 月 日  
完 了 令和 年 月 日

(6) 再委託の結果報告及び取扱い  
結果の報告は、報告書によるものとする。

8 研究委託費の振込口座  
別添様式のとおり

### 預金口座報告書

1. 金融機関名	銀行	本店
	金庫	
金融機関コード：		支店コード：
2. 預金種別	普通・当座	
3. 口座名義	フリガナ：	
	口座名：	
	口座番号：	
4. 名義人住所	〒	

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」に係る研究委託費については、上記口座へ入金をお願いします。

令和 年 月 日

機 関 名  
 受託者 (ふりがな)  
 (○) 代表者名  
 担当研究者名

印

委託研究実施計画変更承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(代表受託者)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究について、別紙のとおり変更したいので、委託契約書第14条の規定により承認されたく申請します。

(※この様式は、委託研究実施計画を変更する場合に用いること。なお、経費の配分変更を伴う場合は、別紙2も併せて提出すること。)

別 紙

1. 研究内容

当初実施計画	変更後実施計画	備 考
		※特記事項 計画変更について、補足説明等が必要な場合に、 その内容を記載する。

(変更理由)

別紙 2

2. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考	
				変更前	変更後
直接経費					
物品費					
・設備備品費					
・消耗品費					
人件費・謝金					
・人件費					
・謝金					
旅費					
・旅費					
その他					
・外注費					
・印刷製本費					
・会議費					
・通信運搬費					
・光熱水料					
・その他(諸経費)					
・消費税相当額					
間接経費					
再委託費					
計					

(変更理由)

研究委託費配分変更承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(代表受託者)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究について、別紙のとおり変更したいので、委託契約書第14条の規定により承認されたく申請します。

(※この様式は、委託研究実施計画に変更がなく、単に経費の配分変更が生じる場合に用いること。)

別 紙

1. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考	
				変更前	変更後
直接経費					
物品費					
・設備備品費					
・消耗品費					
人件費・謝金					
・人件費					
・謝金					
旅費					
・旅費					
その他					
・外注費					
・印刷製本費					
・会議費					
・通信運搬費					
・光熱水料					
・その他(諸経費)					
・消費税相当額					
間接経費					
再委託費					
計					

(変更理由)

研究委託費概算払請求書

番 号  
令和 年 月 日

官署支出官  
内閣府大臣官房会計課長 殿

(受託者：○)  
住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付  
令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究の研究委託費について、下記のとおり概算払により支払されたく請求します。

記

(単位：円)

区 分	国庫委託費	既受領額	今回請求額	残 高	備 考
直接経費				0	
間接経費				0	
再委託費				0	
計	0	0	0	0	



委 託 研 究 完 了 届

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

（受託者：○）

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

金額〇〇〇〇円（委託契約額）

上記委託研究について完了したので、委託契約書第6条の規定に基づき別紙の業務結果説明書を添えて報告します。

## 業務結果説明書

## 1. 業務の実績

## (1) 業務の実施日程

業務項目	実施日程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

## (2) 業務の実績の説明

## 2. 取得物品一覧

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

## (作成要領)

## 1. 取得物品の計上について

取得した単位毎に計上する。ただし、物品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できるものについては、一品毎に内訳として計上する。

## 2. 耐用年数及び取得価格について

耐用年数が1万円以上かつ取得価格が10万円以上の物品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

委託研究会計実績中間報告書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者:○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名:〇〇〇〇(課題番号:〇〇〇〇)」

上記委託研究について、委託契約書第7条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 収支報告書(別紙イ)
2. その他、業務に係る変更内容の説明(別紙ロ)
3. 取得物品一覧表(別紙ハ)
4. 添付書類  
食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱(平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定)第14(研究委託費の精算)に規定する当該研究に要した経費の証拠書類の写し

## 収 支 報 告 書

## 決算表

(1) 受託者 (○) (主任・分担研究者 : ○○ ○○)

支出の部								
	合 計	直接経費					間接経費	再委託費
		物品費	人件費 謝 金	旅費	その他	計		
契 約 額	0					0		
執 行 額	0					0		
委託費の 充 当 額	0					0		

収入の部				
	合 計	委託費の額	自己充当額	その他
契 約 額	0			
執 行 額	0			

(2) 再委託先 (○○○○)

支出の部							
	合 計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費 謝 金	旅費	その他	計	
契 約 額	0					0	
執 行 額	0					0	
委託費の 充 当 額	0					0	

収入の部				
	合 計	委託費の額	自己充当額	その他
契 約 額	0			
執 行 額	0			

(注) (2) については、該当しない場合は削除すること。

別紙ロ

その他、業務に係る変更内容の説明

(1) 研究計画の変更

(該当：有・無) 【「有」の場合、以下について記載する。】

①変更内容

②変更を必要とした理由 (※簡潔に記載すること。)

(2) 研究委託費の配分変更

(該当：有・無) 【「有」の場合、以下について記載する。】

①変更内容

②変更を必要とした理由 (※簡潔に記載すること。)

## 取得物品一覧表

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

## (作成要領)

1. 取得物品の計上について  
取得した単位毎に計上する。ただし、物品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できるものについては、一品毎に内訳として計上する。
2. 耐用年数及び取得価格について  
耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

委託研究会計実績報告書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者:○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名:〇〇〇〇(課題番号:〇〇〇〇)」

上記委託研究について、委託契約書第7条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 収支決算書(別紙イ)
2. その他、業務に係る変更内容の説明(別紙ロ)
3. 取得物品一覧表(別紙ハ)
4. 添付書類  
食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱(平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定)第14(研究委託費の精算)に規定する当該研究に要した経費の証拠書類の写し

## 収 支 決 算 書

## 決算表

(1) 受託者 (○) (主任・分担研究者：○○ ○○)

支出の部								
	合 計	直接経費					間接経費	再委託費
		物品費	人件費 謝 金	旅費	その他	計		
契 約 額	0					0		
決 算 額	0					0		
委託費の 充 当 額	0					0		

収入の部				
	合 計	委託費の額	自己充当額	その他
契 約 額	0			
決 算 額	0			

(2) 再委託先 (○○○○)

支出の部							
	合 計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費 謝 金	旅費	その他	計	
契 約 額	0					0	
決 算 額	0					0	
委託費の 充 当 額	0					0	

収入の部				
	合 計	委託費の額	自己充当額	その他
契 約 額	0			
決 算 額	0			

(注) (2) については、該当しない場合は削除すること。



別紙ロ

その他、業務に係る変更内容の説明

(1) 研究計画の変更

(該当：有 ・無) 【「有」の場合、以下について記載する。】

①変更内容

②変更を必要とした理由 (※簡潔に記載すること。)

(2) 研究委託費の配分変更

(該当：有 ・無) 【「有」の場合、以下について記載する。】

①変更内容

②変更を必要とした理由 (※簡潔に記載すること。)

## 取得物品一覧表

大項目大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

## (作成要領)

1. 取得物品の計上について  
取得した単位毎に計上する。ただし、物品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できるものについては、一品毎に内訳として計上する。
2. 耐用年数及び取得価格について  
耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

研究委託費精算払請求書

番 号  
令和 年 月 日

官署支出官  
内閣府大臣官房会計課長 殿

(受託者：○)  
住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付  
令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究の研究委託費について、下記のとおり精算払により支払されたく請求します。

記

受 託 額	円
概 算 払 額	円
確 定 額	円
差 引 額	円

研究委託費支出内訳書

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

(単位：円)

区 分	当 初 委託額	変更 承認額 (増△減)	軽微な 変更額 (増△減)	変更委託額	支出済額	差引残額
直接経費						
物品費						
・設備備品費						
・消耗品費						
人件費・謝金						
・人件費						
・謝金						
旅費						
・旅費						
その他						
・外注費						
・印刷製本費						
・会議費						
・通信運搬費						
・光熱水料						
・その他(諸経費)						
・消費税相当額						
間接経費						
再委託費						
合計						

委託研究中止（廃止）申請書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)  
住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付  
令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究について、下記のとおり中止（廃止）したいので、委託契約書第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託研究の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の研究の実施状況
  - (1) 研究について
  - (2) 経費について

3 経費支出状況

(単位：円)

経費の区分	〇月〇日現在	残 額	支出予定額	中止（廃止）に伴う不用額	備 考

- 4 中止（廃止）後の措置
  - (1) 研究について
  - (2) 経費について
  - (3) 経費支出予定明細

(単位：円)

経費の区分	支出予定金額	算出基礎（名称、基礎、単価、金）	備 考

取得物品の亡失（き損）報告書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)  
住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付  
令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究について、下記のとおり取得物品を亡失（き損）しましたので、通知します。

記

- 1 取得物品名
- 2 金額（税込）
- 3 取得年月日
- 4 保管場所
- 5 亡失（き損）年月日
- 6 亡失（き損）理由
- 7 備考

注) 取得物品とは、研究を遂行するために必要な機器等で、研究委託費により取得した耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものとする。

確 認 書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

○○○○（以下「○」という。）は、分任支出負担行為担当官内閣府食品安全委員会事務局長（以下「甲」という。）に対し、下記の事項を約束する。

記

- 1 ○は、甲からの委託を受けて行う令和○○年度食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 ○は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特定特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 ○は、当該特定特許権等を相当期間（明確な期日を希望する場合には3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 ○は、上記2に基づき甲に当該特定特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 ○は、甲が上記3に基づき、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 6 ○は、当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
  - （1）○が株式会社であって、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合
  - （2）○が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）に規定する承認事業者又は認定事業者に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合
  - （3）○が技術研究組合であって、組合員に当該特定特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合

特許権等出願通知書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第19条の規定により通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願等に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張



特許権等通知書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究に係る特許権等の登録等の状況について、委託契約書第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

著作物通知書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

（受託者：○）

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究に係る著作物について、委託契約書第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

特定特許権等譲渡事前協議書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

この度、上記委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第21条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を譲渡する相手方
- 3 特定特許権等を譲渡する比率
- 4 特定特許権等を譲渡する理由
- 5 特定特許権等を譲渡することによる見込まれる効果
- 6 特定特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
  - (1) 相手先
  - (2) 実施期間
  - (3) 許諾料収入

(添付書類)

譲渡契約書（案）（写）

特定特許権等実施許諾事前協議書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所

機 関 名

氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

この度、上記委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第22条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特定特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特定特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特定特許権等を実施許諾する理由
- 5 特定特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
  - (1) 相手先
  - (2) 実施期間
  - (3) 許諾料収入
- 9 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承認の有無

(添付書類)

- (1) 実施契約書（案）（写）
- (2) 実施料算定内訳書（写）
- (3) 実施に係る事業計画書（写）

特定特許権等放棄事前協議書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付  
令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

この度、上記委託研究に係る特定特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第23条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を放棄する理由
- 3 特定特許権等の放棄予定年月日
- 4 特定特許権等登録年月日
- 5 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
  - (1) 相手先
  - (2) 実施期間
  - (3) 許諾料収入
- 6 特定特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無

利益相反管理状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者：○)

住 所  
機 関 名  
氏 名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付

令和〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」

上記委託研究について、委託契約書第35条の規定により下記のとおり報告します。

記

利益相反管理状況

(研究者氏名： )

当機関における利益相反管理に関する規定の策定	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無の場合はその理由：
当機関における利益相反委員会設置の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無の場合は委託先機関：
本研究課題に係る経済的利益関係についての審査の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無の場合はその理由：
本研究課題に係る個人としての利益相反についての指導・管理の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有の場合はその内容：

※研究者及び研究者と生計を一にする配偶者および一親等の者を利益相反管理の対象とする。